**○農林水産省告示第八百八十八号**

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年五月十四日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

| 登録番号 | 農薬の種類 | 農薬の名称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 24966 | ジメトモルフ・銅水和剤 | ホクコーフェスティバルＣ水和剤 | 東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一 |
| 24967 | 有機銅塗布剤 | バッチレート | 東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸 |

**○農林水産省告示第八百八十九号**

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

| 登録番号 | 農薬の種類 | 農薬の名称 | 製造者又は輸入者の氏名及び住所 |
|---|---|---|---|
| 18598 | テニルクロール・ベンスルフロンメチル水和剤 | クサメッツＬフロアブル | 東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優 |

**○農林水産省告示第八百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　静岡県島田市川根町身成字一色四二三七、四二三七の二、四二四四の一、字日掛山四四一三の五（次の図に示す部分に限る。）、四四一六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一色四二三七、四二三七の二、四二四四の一（次の図に示す部分に限る。）、字日掛山四四一三の五・四四一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町平原字矢櫃甲四〇四七の一六、甲四〇四七の一七、甲四〇四七の二一、甲四〇四七の二四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字矢櫃甲四〇四七の一六・甲四〇四七の一七・甲四〇四七の二一・甲四〇四七の二四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百九十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町山口字長原三三〇三の三、三三〇五の四、三三〇八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長原三三〇三の三・三三〇五の四・三三〇八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百九十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市北方町大字大渡字一本松三五八四の一・字平原三九九七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字永池三九八七の一、三九八七の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の番号及び取下げ年月日 |
|---|---|---|---|
| Anthurium Schott | AN288733 | Anthura B.V.<br>Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands | 第37650号<br>令和７年４月30日 |